

○神奈川県警察供花料交付要綱の制定について

(平成 23 年 3 月 30 日例規第 11 号／神厚発第 27 号)

各所属長宛て 本部長

このたび、別添のとおり神奈川県警察供花料交付要綱を制定し、平成 23 年 4 月 1 日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

おって、神奈川県警察職員慶弔金等交付要綱の制定について(平成 18 年 3 月 22 日 例規第 16 号、神厚発第 212 号) は、廃止する。

なお、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧要綱第 3 条第 1 項に規定する交付要件に該当する事由が発生し、施行日後に交付申請がされた場合については、なお従前の例による。

別添

神奈川県警察供花料交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神奈川県警察における供花料の交付手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 神奈川県警察職員 神奈川県警察に勤務する警察官、事務職員、技術職員及び技能職員をいう。
- (2) 子 実子及び養子をいう。
- (3) 父母 実父母及び養父母をいう。
- (4) 供花料 神奈川県警察職員(以下「職員」という。)又は職員の配偶者、子若しくは父母(同居している配偶者の父母を含む。以下同じ。)が死亡した場合に、当該死亡した者の葬儀に供する生花、花輪又は供物(以下「生花等」という。)に要する費用であって、警察本部長が交付するものをいう。

(供花料の申請)

第 3 条 所属長は、職員又は職員の配偶者、子若しくは父母が死亡したときは、速やかにその事実の確認及び審査を行い、供花料交付申請書(第 1 号様式)により警察本部長(警務部厚生課長(以下「厚生課長」という。)経由)に供花料の交付に係る申請を行うものとする。

- 2 前項の申請は、警察職員・家族の死亡通知に代えることができる。
- 3 一葬儀について複数の所属長が供花料の交付に係る申請を行うことができる場合には、これらの所属長が協議し、申請を行う所属長を決定するものとする。

(供花料の額)

第4条 供花料の金額は、一葬儀につき1万5,000円とする。

(供花料の交付等)

第5条 第3条の規定による申請を受けた警察本部長は、当該申請について審査を行い、必要と認めるときは供花料に供花料交付書(第2号様式)を添えて申請を行った所属長に交付するものとする。

2 前項の規定により供花料の交付を受けた所属長は、領収書(第3号様式)を厚生課長に送付するものとする。

(供花料の用途)

第6条 交付を受けた供花料は、生花等の購入に充てるものとする。

(生花等の表示)

第7条 生花等の表示は、神奈川県警察本部長とする。